

座談会 「国家を問う

—淨土の回復—

コーディネーター 藤井聰之さん
パネラー 金九さん
小玉光順正さん
森龍邦さん

「わたし自身の人間回復の橋」

* 二〇〇三年六月二八日（土）、福山市の本願寺備後会

館を会場に、「小森龍邦さんの対談を聞く会」の主催の
下、第二回「小森龍邦さんの対談を聞く会」が約八〇
人が参加して開催された。テーマの「国家を問う—淨
土の回復」～わたし自身の人間回復の橋～を巡り、
対談者、瀬戸内ハンセン病訴訟原告・金泰九（キム・
テグ）さん、淨土真宗大谷派教学研究所所長・玉光順
正さんとの間で突込んだ対談が展開された。

で、国を問うという視点を失った時に、「わたしの
人間回復」は成就しないということを中心に据
えたいということを思つております。

金泰九さんは、ハンセン病熊本地裁の原告として
闘つてこられた方であります。ご本人のご体験を通
しながら、国家を問うということをお聞きしたいと
いうことでお願いをさせていただきました。

そして東本願寺の教学研究所の所長をしておられ

ます玉光順正さん。九六年のライ予防法廃止の時に、
「予防法は廃止されてもじやあ何が変わったのか?」、
そして「二〇〇一年五月国の控訴断念という中では
たして何が変わっていくのか?」、「国家というのは
外に見る国家だけではなくて、その中に住む私たち

一人一人が国を構成し、国というものを内面化して
対談の視点といったしましては、現在の社会状況の中

（対談の視点）

小武 第二回目の「小森たつぐにさんの対談を聞く会は、
テーマを「國家を問う—淨土の回復」～わたし自身
の人間回復の橋～とさせていただきました。今回の
対談の視点といったしましては、現在の社会状況の中

いる、そういう国というものをどう問うていいけるのか、「それが人間回復の橋ということで、ハンセン病強制隔離をされた方たちの人間回復であると同時に、そのことに眼をつむってきた、問うことのなかつたわたしたちの人間回復はどのように果たせるのか」、国を見るという視点を与えていただきました。それを親鸞聖人の浄土真宗ということでいえば、「浄土を回復するということではないか」と提起を頂いております。

そして小森龍邦さんは言うまでもなく、部落解放運動の中で国を問うてこられたということはご承知の通りであります。そして外を問うだけではなく自らの中の差別心を問うとすることが、人間解放であるとしてわたしたちに提起を下さっています。

「国家からの本当の自立」ということが、私たちの今の状況の中での課題ではないか、それが「わたし自身の人間回復」という視点で今日の対談を進めていただきたいと思います。

ました。「国家からの自立」。なかなか難しいと思いまますね。しかし大切な問題だと思いますので、出来る限り今日のお三方の話の絡み合いをしっかりと接着力を持ちたいというふうには思います。

先ず最初にそれぞれ三〇分の程度のお話をお願ひいたしておりますけれども、金泰九さんの方から特に自分のご体験をいろんな角度からお話を下さる事を先ずお願いして、それから玉光さん、そしてそれ

(金泰九さんより基調提案)

それでは失礼いたします。

先ほど事務局から今日の対談の主旨の説明があり



金

を受けて小森さんというふうに進めていきたいと思います。それでは最初に金さんの方からお話をお願ひします。

国立療養所「長島愛生園」から参りました在日一世の韓国人であります金泰九と申します。よろしくお願いします。「国家を問う」、このようなテーマを掲げて本日ここに本願寺の皆さんとの主催によりまして、このような会が催されましたこと、本当に私は心打たれています。敬意を表したいと思います。司会者の方からも話がありましたように、私が話が出来ることと言えば自分の生きてきた中での体験を話すしかない訳ですね。今日は限られた三〇分ですから、どこまで話が出来るか、少し不安でございますけれども、出来るだけ縮めて三〇分の間話をしてみたい、このように思います。

私は韓国に生まれまして、そして一二歳の時に日本に来ます。ちょうど私が日本に来た頃は日中戦争、いわゆる中国と戦争が始まつ



てある頃でして、日本はまさに軍国主義の絶頂期だつたと思います。それで私も何時しか自分が植民地の出身でありますながらも、それを忘れて日本の軍国少年に染まっていきます。そして親の反対を押し切つて神奈川にありました陸軍兵器学校に入校していく訳ですが、一九四五年、日本の敗戦の年なんですが、その年の九月二三日が私の卒業、任官という事になつていたんですけども、ちょうど日本の敗戦が一ヶ月ほど早くなり、私は戦死することなく家に帰る訳ですね。私たちの国は一九四五年、日本の敗戦によつて解放されました。そして親は帰りますけれども、私は日本に残ります。「三年間、日本に残る」という約束をして別れました。そして大学二年生だったんですが、この病気の告知を受けます。

そして病気の告知を受けてから四年後に、大阪駅から患者専用列車、いわゆる強制隔離収容によって長島愛生園に送られる。それ以来、今日まで五一年間、半世紀をもう超えましたけれども、五一年間、療養所で生活をしてまいりました。こういうふうな事で現在まで生きている訳ですが、私の場合は「國家を問う」というふうに思つた時に、「ああ俺は國家が二つあるんだな」と。一つは韓国であり、一つ

は日本であるという事です。しかし私は生活圏は殆ど日本でございますから、これからお話をする国家という言葉が出た場合、それはおよそ日本だというふうに思っていただければ良いと思います。

少し今までの話を肉付けして申しますと、私は一九二六年、韓國で生まれました。皆さんもご承知のように私の国、朝鮮は一九一〇年から一九四五年まで約三六年間、植民地という統治を受けてきました。私が生まれ、少年時代を過ごした頃と言うのは日本の植民地、統治下時代だったんですね。皆さんは植民地がどういうものであるか、概念的にはお解かりだと思います。植民地と言うのはどうしても本国の富を増やす、そういう事からどうしても搾取が行われますね。当時、私たちの国は人口の八割は農民でした。日本も封建時代は農民が多かつたように農民が多かつたですね。もろに搾取を受けるのは農民だつたと思うんです。それまで地主であった者がある日突然、小作に転じなければならない。と言いますのは肥沃な土地を本当にただ当然に取り上げられるんですね。それは植民地には植民地を支配する総督府という行政府を置くんですが、その総督府が農民

の無知に付け込んでそういう土地を取り上げる。それは全国的にあつたんですね。「今日は地主だったけれども、明日は小作」、そういう事があちこちで見られます。

て、韓国に学校を作ったじゃないか。鉄道を作った「じゃないか」というふうな言葉をよく言いますが、その教育だって韓国の文化、教育を全部否定する教育でしたから、それが本当に良かったか?というふうに思えてならないですね。鉄道だってそうでしょ。軍隊を大陸に運ぶための鉄道ですから、必ずしも民衆のための鉄道じゃなかったと私は思うんですね。そういうふうな時代を韓国で少年期を過ごします。

そして日本に来た時、びっくりしましたね。何故びっくりしたかというと、提灯行列が殆ど毎晩のように行なわれていました。皆さん方には提灯行列をお解かりの方もおられると思うんですが、それは中國大陸に侵略に行つた日本陸軍が大都市を陥落していく。そうするとそれをお祝いして、つまり戦勝祝いという事で、周辺の小学校に集まり提灯に火を点して「○○陥落万歳」とかいうふうな雄叫びを上げながら、市中を行進をする。殆ど毎晩のようでしたね。私も親連れられてよくその提灯行列に通つたものです。

いま思いますと、一九二八（昭和一三）年一月に私は日本に来ましたが、あの頃が一番日本軍国主義

の絶頂期ではなかつたかなと思ひます。「軍人にあらずんば人間にあらず」というふうな、そういう風潮がずっと国民の中になりましたね。私も何時しか軍国少年に染まつてきます。恥ずかしい話をしますけど、小学校五年の時の夢が陸軍大将でした。しかし大きくなりましたら陸軍大將なんてなれっこない、と分かりました。そして、中学校四年五年ぐらいいになりますと、多くの者が軍の学校に行くんですね。私もやはり軍の学校に行きたいと親にその事を言いましたら「駄目だ」「それは駄目だ」と言うんですね。母親が特に「駄目だ」と、言いました。しかしとうとうある事から陸軍兵器学校に行く事になりました。学校から私と三人の者が陸軍兵器学校にどうにか合格して行く事になりました。学校の全生徒がプラスバンドを先頭に駅の埠頭まで送つてくれました。汽車に乗り込んだとき、思いましたね。「これは生きて帰つてはいけないんだ。死んで帰らなければこれいけないんだ」。「これほど盛大に学校中が送つてくれるんだからおめおめ生きては帰れないな」と。未だ一八歳の少年でしたが、そう思つたのはたぶん私だけではなかつたんじゃないかな。当時、軍用列車が駅を通過する時には、国防婦人会と

いうのが見送りをします。たぶん日の丸の旗を振つて盛大に送られる兵隊さん達は一様にそう思つたど思ひます。

次は、少し病気の事に話を移しますけれども、私は大阪市民病院でこの病気の事を言われるんですね。何か自覚症状があつて病院に行つたんじゃなくて、偶然にわかりました。私の右の腕の所に潰瘍がありまして、それがなかなか治らずその周囲が抓まんでも余り痛くないことに気づきました。いわゆる麻痺をしていましたんですね。そういう事から胃潰瘍を診てもらつている先生に言いましたら、「別の部屋で待つていてくれ」と言うものですから別の部屋で待つていました。そうしましたら別のお医者さんが入つてきた。それで上半身裸になる。そうしたら注射針のようなもので私の背中を突くと言つんですね。その時に先生が言つには「痛い所は『痛い』と言つてくれ」と言うのですから、もちろん痛いところもありましたが、たぶん痛くない所もあつたんですね。また柔らかい筆先で背中を撫でたとき、感じの鈍い所が分かりました。ハンセン病の特徴である感覚麻痺があつたんですね。そこで私は「レプラ」即ちライ病と告知されました。その事があつてから一週間

ほどして、大阪に住んでましたから、大阪の府庁の方から衛生部の予防課の係官という人が私の家に来ましたね。「あなたはライ病だから療養所に行け」と。その頃はハンセン病というふうに言つていません。ライ病と言つてました。見る限りの自覚症状が全くないものですから、私がどうして療養所に行かなければならぬのか、というふうな事で何度も何度も問答をしました。実は先ほど、告知を受けて一週間ほど後大阪府から予防係りが家に來たと言いましたが、このことは予防法の中にちゃんと書いてあるんですね。「ハンセン病患者を診察した医師は速やかにその患者の所在する県知事に届出をしなさい。もし届出を怠つた場合は罰金」そういう罰則が付いているんですね。もちろんお医者さんですからそのことを知つていて私を県に報告したんでしょう。私は今でも大阪府の登録患者になつております。

当時、もう既に療養所の中ではプロミン治療が行なわれております。あの特効薬のプロミン。療養所の中ではプロミン治療をしているという事も、ある本からも解りました。「何としてもプロミン治療をしたい。何とかプロミンを手に入れてプロミン治療したい」というふうな思いからプロミン探しをする

んですけれども、プロミンは無いんですね。静脈注射ですけれども、無い。なかなか無い。これもですね予防法の中に書かれている事なんですが、プロミン治療は療養所の中でしか出来ない、という規定があつたんです。一般社会では治療が出来ないという事になつていてるものですから、そんな薬があるはずもないんですね。そういう事が療養所の中に入つて、予防法を見て解ります。

それからもちろん大学も中退しました。一九五〇年になりまして、新世界、皆さん新世界に行つた事はあると思うんですが、あの新世界の本当に賑やかな所で金さんの家を借りて、そこで食堂をしました。あんまり大きな所じやないんですけども。その頃は物価統制令というふうな事で物がすべて統制になつていてますから自由に売り買いが出来ない。そういう時代ですから食堂の数もそう無かつたんですけど、私の食堂は大流行でした。本当に門前市をなすといふほどの大流行。ところが数ヶ月してから大阪府の予防係りがまた私の店に来まして、ちょうどその時は私は店にはいませんでした。と言いますのは顔がちょっとともう腫れぼつたくなつていましたから、もう店には出ていませんでした。それで「この病気の

人はこういう商売は出来ない事になつていてるから止めろ」というふうに言つたそうなんです。三回目に私がいる時にやはり来たんですね。そこでまた口問答。ある日は、浪花署の制服警察官を連れてやはり来ました。警察官は仕事への文句は言わなかつたけれども、やはり一種の脅かしなんですね。そういう事があつて私もどうとう、もうその店を止める事になりました。これも予防法にちゃんと書いているんですね。「従業禁止」という条項の中に、「この病者はこういう事をしたらいかん」というふうな事が書かれているんです。そうしますと予防法と言うのは患者は社会におれないようになつていてるんですね。そういう仕組み。これが予防法かなというふうに思います。

それでもう一つ、実はその当時はまだまだ療養所からの帰省が規制されていました。なかなか帰省させてくれない。もうちょっとやそっとでは帰省させてくれないんですね。私は一九五二年に入所しまして三年目なんですが、三年目の時に外にいた妻の姉の方から手紙が来ます。僕の妻はヒデコと言ふんですが、「ヒデコが今、大変悪い。だから入院させなければいけないので帰つてくれ」という、そ

いう手紙が何度も何度も来るんですね。私はその手紙を持って人事係の方へ帰省願いを出しに何度も行くんですけども、帰してくれないんですよ。私もお百度を踏むもんですから人事係も「それならば」と言うので、鼻汁検査をしたら菌は陰性でした。もうプロミン治療をしてますから、もう早くに菌は無かつたんですね。もう病理医学的には治っている。

帰省許可の決定は園長がするんですから、園長の面接を受ける事になりました。ところが僕を見るなり園長は「お前は三年しかならないから駄目だ」という事で、とうとう帰してもらえませんでしたね。あの時、もし私が帰っていたならば、たぶん療養所には戻らなかつたんじやなからうかというふうに思いう事があります。

その二年後にはまた帰省願いを出して帰る事になります。と言うのは光田園長が交代しましたから。光田園長の時にはなかなか帰省が難しかった。けど次の園長は非常に解放的な考え方をもつ人でしたので私は容易に帰省をする事が出来ました。二週間の帰省願いをもらって私は帰ります。妻は入院したと聞いていましたから、それで姉の所に行きました、「ヒデコは去年、亡くなつた」と、こう言うんです

ね。死んだという事は聞いてませんでした。「何故そんな事を僕に手紙でも出して知らせてくれなかつたのか」と、本当に言いたかつただけども、あれほど「帰つて来い」というふうに姉が手紙を出したけれども、帰らなかつたという事への負い目があつたものですから、姉に詰め寄る事は私はしませんでした。

みなさん予防法が無くなつたと言うのは記憶がござりますでしょうか。一九九六年、平成八年、予防法がなくなるんですね。強制隔離収容の出来る予防法でした。そういう予防法が九〇年間も存在していましたが、ようやく一九九六年に廃止になります。その当時の厚生大臣は今民主党党首の菅直人さんでしたね。国会での廃止法案説明に先立つて菅直人さんは陳謝しました。どういうふうに詫びたかというと「このライ予防法が存在していただけに患者さん、また家族の皆さんに大変迷惑をかけた。被害を与えた。だから申し訳なかつた」。そのような意味のお詫びをしました。でも「予防法が誤つておつた。誤つた予防法によって迷惑をかけた」という事は一言もなかつたですね。菅さんのそういう謝罪を聞いてからもやはり釈然としないという思いを持った者も

相当数いたと思うんですね。初めは「ああ詫びてくれて嬉しいな」というふうに思つた者もいたと思うんですけど、だんだんと「おかしいぞ」と。「予防法が誤つていた」という事に対し一度も詫びがないじゃないか」というふうな事から裁判が起きた訳ですね。その二年後の一九九八年七月三一日に九州の二つの療養所から一三名の原告が熊本裁判所に提訴します。直ぐ全国に波及しますね。私も初めてそれを聞いた時には本当に「これは大変な裁判だ」と思いました。国を相手にする裁判ですから「果たして勝つだろうか。負けるんじやなかろうか」。そういうふうな思いもありました。しかし、やはり「これは自分も原告に入らなければならぬ」という思いにだんだんだんなつてくるんですね。何故ならば「この裁判は勝ち負けじゃないんだ。この裁判を通してライ予防法がどういう法律であつたかという事を世に知らしめる、その事だけでも意味があるじゃないか。そのためにはやはり原告に入つて闘うべきだ」というふうに私は思つたのです。そしてある日、弁護士の先生が来られてこう言いました。その当時は三百人ぐらい原告がいたんですね。全国の入所者数は五千名いました。五千名の一割は五百

人ですね。その弁護士が言います。「少なくとも入所者の一割、五百名が原告にならなければ、この裁判に勝つ力にならない。何としても五百名ぐらい原告になつてほしい」というふうなお話がありました。その時に私は決心をしまして熊本地方裁判所の原告になります。当時、私たちの園では九名。私は自分の親しい人だけじゃなくて、「この人は入つてくれるんじゃないかな」という思いから相当数当たつたんだけれども、やはり多くの者がしり込みをしました。ようやく九名になりました。原告になりました。実はこれは、こういう話をすると皆さん「えーっ」と思ふかもしませんが、けれども、愛生園の中では裁判に反対する人がたくさんおりました。

裁判に反対する多くの人と言うのは、やはり「国のお世話をなつている療養所にいながら、国を相手に裁判をするとは何事ぞ」というふうに単純に思う人が多いですね。そして、もう一つあるんですね。私たちはライ予防法について意見を言う場合は、光田健輔という人の名前が出ます。ライ予防法の歴史を見る時に多くは光田健輔が厚生省に物を言つた時、やつぱり予防法と言うのは悪く悪くなつていつたわけです。だから私たちは光田健輔を批判する立場に

なります。その光田健輔が二七年間、愛生園で園長をしましたから、慕う人もたくさんおります。「光田園長のおかげで自分はこうして今でも幸せに生きているんだ」という考え方の人もおる訳ですから、今でもやっぱり光田健輔の名を出すのはタブーでもあります。そういう事で愛生園の場合、特に他園よりもいつそう裁判に加わらない人が多かつたようございます。

はしおった話をしますけれども、その三年後の二〇〇一年、熊本地方裁判所で判決が出ました。五月一日、あの名判決。「国は遅くとも昭和三六年以降においては予防法は憲法に違反している。また、誤った法律を改正、廃止もせずそのまま放置したのは国会の責任である。」立法不作為によつて国会をも断罪しました。これは非常に私は大きい意味があると思うんですね。マスコミはこの事は余り報道しませんでしたけど私はこの意味は大きいと思うんですよ。国會議員もボヤボヤしておれない。国會議員の立法不作為という罪を断罪し、また厚生省もライオ防法の違憲性で断罪する。そういう本当に私たち原告の完全勝訴の判決を頂きました。しかし私はその判決を聞いて同時に心配になりました。「こん

(玉光さんより基調提案)
藤井

な凄い判決をおそらく国は受け入れないだろう。控訴するであろう」と。またマスコミも言いました。「控訴ありき」というふうな事で報道したんですね。控訴期限が二週間。五月一一日判決。期限が二十五日。そして五月一一日、一二日私も東京に行きました。首相官邸前では多くの支援者も集まつていきましたけれども、約一千名の者が「控訴するな」というシユプレヒコールを上げながら、頑張つたんですね。私は二二日に用事がありまして帰りました、翌二三日、小泉首相がテレビカメラの前で言いましたね。「異例な事だけども、控訴しない事にした」と。私はそれを部屋で見ていました。これ以上の感動はありませんでした。それほど本当に嬉しかつたんですね。

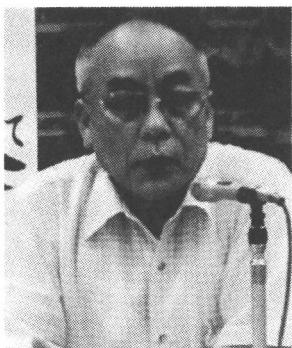
（玉光さんより基調提案）
藤井　はい、有り難うございました。少なからず知識を持つておつたつもりでございますが、こうして生々しい体験の中からのほんの一部分の事をお聞きいたしました。それぞれの所で受け止めてくださつたと思いますが、次は玉光先生の方からご案内の通り真宗大谷派の中で、ハンセン病についての関わり合いをずっと以前からお持ちで、そしてまた活発な発言

をなさっている玉光さんであります。今の金さんのお話を出来れば幾らか加味していただいて、お話をして頂ければと思います。

玉光

「国家を問う」というテーマを与えられてまして、それに「浄土の回復」という事が付けられている訳ですけども、その事について、いま私が考えておる事、特にハンセン病の様々な事柄を考えながら少し話していきたいと思います。「国家を問う」という事なんですが、こういう事を思いますと一人のハンセン病を病まれた伊奈教勝という、ご承知かと思ひますが、愛生園で大谷派の僧侶、大谷派の出身の方がおられました。予防法が廃止される前の年に亡くなられたんですが、晩年、その方にこういう事を言われた事があります。「二度に渡つて國のためといふ事で自分の人生は大きく変えられた。それは一つは戦争です。そしてもう一つはライ予防法です。その二つの事で自分の人生が本当に大きく変えられた。つまり、どちらも國の

ためという事だった。ところが自分はその國を問う事が出来なかつた」と、こういう言い方をされました。勿論その伊奈さんは浄土真宗の教えと言うか、教学というものと全く関係がない訳でなくて、寺で生まれた方ですし、大谷大学を出られ、そしてその後もいろんな意味で非常によく学ばれておつた方であるけれども、「自分は國を問えなかつた」と。こういう事を言われた事があります。



それから全くこれは別の事ですけれども、司馬遼太郎という人が「この國のかたち」というエッセイの中で、「明治以後の日本人ほど政府を信じてきた國民はいない」というような言い方をしています。これも「なるほどなあ」と思はれます。ちょっとと読みますと、「明治以後の日本人ほど政府を信じてきた國民はいないに相違ありません。少なくとも明治二十年代以降、日本政府は國民に信じられる事によつて成立していました。明治二十年代以降の日本人は實に國家や政府を信用していました。國家や政府が過ちを犯す事がないと、どこかで信じていました。これが近代化が遂げられた最大の理由だと思います……」。こうあります、実は伊奈さんがライ予防法とか戦争、つまり國のためという二つの件につ

いて、国家を問う事が出来なかつたという、その元には、こういう日本人の特質があるというふうにも思います。

そして、もつと後になつての事で言えば、在日の韓国人で鄭敬謨さんという方が「日本を問う」という書物の中で、「国家のあり方における是非を問わない点で日本と言うのは誠に特異な国だ」という言葉をしています。つまり国のあり方の是非という事を一切問わない。つまり今申しました司馬さんが言うように「信用しておる。國のする事は何でも信する」と言うのです。

そういう事でハンセン病で最初私が二〇年程前に愛生園へ入つた頃の事を思い出します。まだ二〇年前で、ライ予防法廃止についてボツボツ話し始められたと言う時期です、以前一九五二、五三年ごろ以降、再びライ予防法の廃止という事が話題になりかけた頃ですね。話しを聞いて下さる皆さんは真宗同朋会ですから、真宗のご門徒の所で話をすることですが、それでも、ライ予防法の話とか、天皇制の話とか、あまりこれまで聞いた事がない話を話した訳ですね。そうすると、もうこの方も亡くなられたんですが、一人の方が「先生、ライの話はもう良いんです。法

話をして下さい」と、こう言われたんですね。これは何も特別の事でなくて、つまりそれはどういう事かと言うと、それまでずっととされてきたお話を言うのは、ハンセン病の療養所なんだけれども、ライの話はしないで法話がされておつた。それはごく当たり前です。今でもそんな事はいっぱいやっています。何も特別の事ではないんだと僕は思つております。どういう事かと言うと、国の政策としての隔離を前提とした所の「信」なんですね。つまり隔離を前提とした所の信心。そういうものが語られておつたと言つて良いと思います。愛生園だけじゃなくて全国各地の療養所で語つてきた真宗と言うのは、たぶんそうだったんじゃないかな。これは私たちの大谷派だけではなくて、たぶん本願寺派もそうでないだろうかと思います。

一方僕は今度の裁判の「裁判の井戸を掘つた人」として考えておるんですが、今年三月に亡くなられた島比呂志さんですが、彼の「奇妙な国」という作品の中で「滅亡する事だけを目的としておる国」と、こういう言い方をされます。つまりライ療養所と言うのは、「そこで人々が滅亡する事を國家の大目標としておる。そんな国はそこしかないと」という言い

方をしています。とにかくその事から始まって、ずっと国をある意味で問い合わせられた方です。それで島さんの「海の砂」という、「これはもう凄い本だ」と思つておるんですが、その中でいろんな言い方なんですが、「ライ予防法は憲法に違反した殺人法だ」という事から始まって、「国を斬る」という表現があります。それから「殺人罪という事で国を訴える事になりましようか」という事を作品の中で言われておるんですね。実はその事が同時に後に、それこそ晩年、今度の国賠訴訟に実際になつていった訳です。つまり療養所について国を問う。その事を実践する。私たちの言葉で言う願生淨土とか、往生淨土ということも、具体的にはそういう形であるだろうという事を思います。

そういう意味で私たちにとって、「国家を問う」という事がハンセン病との関係で、私たちに教えられてくる事であります。

ただ、そこで国家を問うんだけれども、なかなかそうストレートに事が進んで行かないという事があります。いま金さんが言われたように、国賠訴訟告訴・そして控訴断念という、そういう事まで起こって、それ以降、様々な政策もとられておるんですが、

不充分な事ばかりなんです。一つ私は「控訴断念」と言う時に非常に気になつた事があります。それはどういう事かと申しますと、小泉首相の「控訴断念」の時に首相談話と言うのが出されました。そして同時に政府声明と言うのもありました。そのどちらにも使っておる言葉。僕はそれを聞いた時に「あつ」と思つたんですね。それは何かと言うと「極めて異例の判断」という言葉であります。「今回の控訴断念と言うのは極めて異例の判断だ」と、こう言いました。僕はこれを聞いた時に、誰が考えたか解らんですけれども、これは後々大変な意味を持つんでないかと、直感的に思つた訳です。それがどう働いたかと言うと、つまりこのハンセン病に関しては、本当に気の毒な人たちで、これはしようがない。つまり、この事に関して控訴断念はしようがないと。マスコミなんかを含めて、これは本当にこの件に関してはしようがないと。そしてその結果、どういう事を生んだかと言うと、国側が敗訴したんですけども、あそこで一番株を上げたのは小泉ですね。「ああ小泉さんは偉い」と、こうみんな錯覚したんです。錯覚したと言うよりもそうさせられたんです。これが、まだ今でも本当は、はつきりしてないと思いま

す。

実際に国側が敗訴して、それこそ土下座でもして謝らなければいけない所ですわ、あれは、本当はね。だけども偉そうな顔して「このたびは極めて異例の判断だけれども、控訴を断念する」。それで小泉人気がバツと上がる。こういう事を許したのは我々です。これがつまり、それこそ司馬さんの言う国を信じておるのはですね、私たちもある訳です。何故そうなったのかという事ですね。

これは非常に面倒な問題なんです。それはどういう事かと言うと、これは僕の判断ですけれども、私たちが問われなかつたんです。どういう事かと申しますと、これも島さんの表現なんですが、今回の裁判の始まつた時に、こういう表現をしました。「裁判者は当然裁判官の判決に期待するものであるが、私はむしろ加害者であつた国民一人一人がどれだけこの裁判に関心を持つてくれるのか。その事により大きな期待を寄せてる」、こう彼は言いました。つまり判決は勿論なんだけれども、ここで大事な事は加害者でもあつた国民一人一人がどこまでこの裁判に関心を持つてくれるか、という事を彼は、その裁判を始めるに当たつて、そう表現されました。残念

ながら、そういう意味で私たちは加害者、つまり被告ですね。被告だつた訳です。僕は特に大谷派で裁判を受け止める時に裁判に関する声明を何回か出したんですが、その時の一番の原点それは「我々は被告なんだ」と、「その立場を絶対に崩してはいけない」という事を、何回も言つてそういう表現をしたんです。

ですから加害者である国民一人一人。つまり「私たちは被告だつたんだ」という事を忘れて、支援者になつたり、応援をしたり、一緒に「良かつた、良かった」。それは良かった事には違ひないんです。しかしそこに、何と言つたら良いかね。屈折がないんですね、一緒に喜んだという事は。

訳です。それは廃止されなければならないから廃止されたんだけれども、その中で私たちがどう変わったのか。本当にそういう意味ではライ予防法が廃止されたという事が私たちの中に、本当に実感として、ないのではないか。と同時にハンセン病の問題は終つていないので、それこそ始まりだと言つても良い部分もいっぱいあるんだけれども、何となく終つたような感覚を受けています。それはマスクなんかの扱いを見るとそうですね。ハンセン病の問題はもう補償もなし、終つた。裁判も控訴しなかつたら終つたんだという感覚がない訳ではない。ニュースの賞味期限が非常に短くなつてますから、こういう事になつてゐるんですね。つまり、国と言うのは見えない訳ですね。私たちにとって国と言うのは見えない。

もう一つ、「ここからがなかなか難しいんですけど、そういう国に勝つためにどういう事が、何が必要かという事ですね。これは解らないのです。要するにそういうシステムを実際に壊していくしかないんですね。国を作つておるようなシステム。これは水俣の緒方正人さんの表現ですが、「救済としての補償と言うのはおそらく社会として事件を忘れていくた

めの儀式ではないか」と、こういう言い方をされました。見事だと思います。私たちも何となくそういう所に則つてというような事があるような気がします。このライ予防法廃止の前ぐらいから、大谷派でこれはたまたまですけれども、全国各地の療養所へ入つておる人たち、仲間が何人かいります。結構たくさんいるんですが、そういう人たちが集まって、言わば下からという言い方は変ですけれども、現場から京都の本願寺へ集まるという形で、大谷派の「ハンセン病懇談会」をライ予防法の廃止の前に作りました。そこで最初から私は一貫して言つておる事があります。それは何かと言うと「国に勝つ」という事です。それが浄土という事の問題なんです。つまり少なくとも國のやるハンセン病に対する対策とか政策とか、そういうものに勝つものを私たちはやりたいし、それをやる事だ。もちろんそれはそう言ったって、なかなかどういう事かという、いろんな問題があります。

そこは何で勝つかという事なんですが、これは人だと思います。人と人との関係。つまり公ではなくて私。それは最初の頃、ライ予防法が廃止された時に、いろんな人たちがこんな表現をされました。

「何となく、自分の頭の上にあつた重石が除かれた気がする」というふうに療養所の多くの方たちが全國いろんな所でお会いした時に語って下さいました。その通りだと思います。しかし「何となく」それはそななんだけれども、具体的にはあまり変わらない。それを具体的に変えるのは個人と個人の出遇いですね。そういう事だらうと思うんです。それぞれの療養所の方々が故郷との縁を結ぶとか、そういう事は國とか行政とかが、やるという事ではなくて實際はやつぱり個と個の出会いとか、そういう事でやるべき事だらうと思いますし、そういう所でしかやれないだらうと思います。

それは隔離した側とされた側とが、そういう事を破ると言うか、一番最初、伊奈教勝（藤井善）さんが言つてくれた事でもありますけれども、つまり両方から両方が解放されるという事ですね。隔離された側も隔離しておる側も解放されるという事は、そういう事から考えていきたいなあと思います。そういう意味でまさにこれからなんですねけれども、今「真相究明委員会」とか、裁判の後やられておる訳ですけれども、そういう中で、例えば社会復帰といふ事はどういう事なのか、というような事が具体的

な話題、課題となつてくるかと思います。例えばこれまで隔離の場であった療養所が、人と人との出会いの場にどうすれば出来るのかとか。あるいは故郷へ帰るという事も、帰つてしまわなくとも、少なくとも出入りが自由になるというような事を周りと言ふか、その地域も含めてやつていくとかですね。そういう事が今大谷派の中で里帰りなんかを支援しようという事で個人的にネットワークを作りながら始めてはおるんですけども。そういう事をやつていくしかないだらうと思つています。

それからもう一つは、例えば今日のような会と言ふのは、とても大事だと思います。それはどういう事かと言うと、一つの課題を例えば金さんが療養所から出て来られて、この場で一緒に考えるとか、つまり課題を共有するという事ですね。これは単にハンセン病の問題だけではなくて、例えば金さんは在日の人としてここにおられる訳ですけれども、そうするとその在日の問題をこの場で一緒に考える。つまりそういう事がごく当たり前の事として療養所の人たちと私たちとが一緒に同じ課題を考える。こういう事も、たぶんこれから社会復帰という事では大事な事だらうと、こんな事を今思つています。一

応こないう事にします。

(小森さんのコメント)

藤井

小森さん 有り難うございました。多少覚えてますけれども、小泉首相があの談話を申した時に私も「さすが小泉さん」と思つて錯覚した一人であります。「これで何かが変わるぞ。いやこれで良いんだ」というふうな思いをしたと同時に実は自分の中でいわゆる隔離をした方の責任、追い出した方の側であるといふものを免罪していく。これで、私たちの代表である首相が「異例な判断で、素晴らしい判断をした」という事で、自分をも巻き込んで自分のどこかそういう立場をうやむやにさせるというふうな事を無意識にしておったんじゃないかという事を今お話を聞きながら思いました。それで言葉は違うかも知れませんが、課題を共有するという事で、玉光さんがおっしゃつていただいた事を私たちの教団で言うと、「差別・被差別からの解放」というふうな言葉を使いますが、聞かさせていただきました。金さんと玉光さんの話を受けて今日対談する側として、小森さんの方からお話を続けていただきたいと思います。

小森 貴重な話を聞かせていただきまして、大変勉強させていただきました。小泉首相の話が出ました。私は



もあの時のテレビの画面を今も鮮明に頭に焼き付けております。私の印象はむちやくちな「構造改革」をやるために、この辺で人気をつなぎ止めておきたないと考えた発言であると、受け止めました。その事は言葉をえて言いますと、民衆の英知と言いますか、歴史的な洞察力と言いますか、それと政府のごまかしの接点がある小泉の発言であると、こういうふうに受け止めています。そこで今日のテーマは「国家を問う」でありますから、ちょっと時間の関係もありまして理論的に集約して申さなければなりませんので、お許しいただきたいと思います。国家は強制力を持つて人々を統治する、所詮権力の基盤、いわゆる支配階級に属する連中の利益を守るという事が一番大事であります。支配階級の利益を守るために厳密に言うと中世から近世の封建社会を経て今日に至るまで部落差別をうまいこと言いながら温存し、継続するという方法を取つておる訳です。

したがつて国家権力というものは、一面そういう強制力を持つて、場合に寄つたら全く理屈に合わない事でも強行してくると。こういう事をしつかり頭に叩き込んでおかなければいけないと、これは私の長年の部落解放運動で政府権力、あるいは行政機関と闘つてきた一種の結論めいたものであります。しかし国家といふものは、そういう一面だけを持つておるのかと言つたら、そうではなくて、むしろその一面を補強するために、支配者の利益を守るという国家の本来的任務のために、場合に寄つたら部分的に民衆の利益を守る。それは彼らの本音ではなくて、民衆の利益を守らうとする素振りをしてみせる。これは先ほどの小泉の判決があつた時の「異例な事であるけれども、このたびは控訴しない」という事を言つた、あそこに表れておるんです。部落解放運動で申しますと、一九七〇年代の高度経済成長の時期に言わば中ぐらいの技術力を持つた労働力が大変必要となつて來た。この時に今まで疎外し続けておつた部落の青年諸君を、同対審答申の言葉で言えど、「主要な生産関係」の中に組み込もうとした。しかしそれは支配階級の利益を守るためであるし、生産拡大のためであつた訳ですから、本当の

意味で就職の機会均等とか、職業選択の自由とか、後々までちゃんと物が保障されるような政策は取らなかつた。こういう事になります。だから国家は私は国家を問う場合に二面性があると。厳密に言うと、二面性と言うとファイフティファイフティのよう聞こえますが、ファイフティファイフティじやなくて一・一パーセントぐらいか、一・二パーセントぐらいか。つまりコンマの一か、コンマの二が民衆の利益を守るが如き素振りをして見せて自分の政治権力を維持長らえさせていく。こういう仕掛けのものが国家だと思つてゐる訳であります。

そこで金さんの話を聞かせてもらいまして、つくづくその私の国家観を裏付けるような、金さんのこの人生を通じてのいろんな体験を聞かせていただきまして本当に感銘をいたしました。それで玉光さんはその国家、私と全く同じ国家観かどうか解りませんけれども、相当程度の国家に対する不信感を持つておられて、それを何とかしなければいけないという熱意を語られていた訳でありますと、そこで結局差別をする者、差別をされている者。このハンセン病で申しますと、国家権力によつて強制的に隔離をされて人生の大半を悲しい思いで過ごさなければな

らなかつた。その直接の長島愛生園なら愛生園の療養所におられる皆さんの人間性を回復する作業と、それを放置してきた、無関心でいた私たちの人間性の回復。双方の人間、私はこれ自己実現という言葉をよく使わせてもらいますが、そういう双方の人間解放が大事であるという事をいわれました。これも私は深く共鳴をいたしております。その双方の解放という事について、今日はどれだけ多くの人々人が人間性、あるいは人間の自由と言いますか、自己実現の能力に目覚めるか、洞察力を持つか。その目覚め洞察力を持つた事に従つて、ほんの少しでも行動するか。ここに国家の二面性を衝いていく原動力があるという意味で、玉光さんの言われた事に深く共鳴をさせていただいた訳であります。

国家の二面性という事に対しして深く洞察力を持つて、これにささやかもその矛盾点を指摘し、抵抗すべき所は抵抗すると、こういう事が大事でありまして、その抵抗する人間の動きと言うのが、部落解放運動でよくこれも使わせてもらつておる言葉であります。しかし政府の差別的な政策によって、人間性を踏み躊躇つた政策を現地で実行するその施設の園長に恩義を感じるというような差別を仕掛ける者と、差別を実行する者と、またその差別を受けて被害を被る者との関係と言うのは、私はそういう問題だと思うんです。そういう事だからこそやはり主体が大事である。そういう意味では色々訴訟に賛成をしなかつた当事者の立場の方の理

せてもらつたのであります。昨日もある所で講演する機会がありまして私は申し上げたんですが、「人間主体の確立とか、人間のあり様とか言うのは、広島県では毎年の部落解放同盟の運動方針にあるが、他の県に行つたらそんな言葉は使ってないよ」と。私が書記長をしておる時には解放同盟本部運動の方針にくどいほど書きましたけれども、まだなかなか徹底しないようで、徹底していないから政府のままかしに乘じられて今日の如き運動の局面が来たんだと。こういう事を言っておる訳でございます。したがつて、そういう観点から被害を受けておる立場の者がしつかりしなければならない、という事はこれまで当然の事であります。金さんが説明をされた訴訟一つ巡つても、意見が完全には一致しない。しかも本当は政府の差別的な政策によって、人間性を踏み躊躇つた政策を現地で実行するその施設の園長に恩義を感じるというような格好になる。



論もあると思いますけれども、そこをやり抜かれたという事は非常に大事な事ではなかつたかと、敬意を表する次第でございます。

国家の二面性、ファティファイファティでは

ないが、言葉で言えば二面性ですけれども、大衆のためにするのはほんの僅かしかやらない訳であります。それでもむしろ巨悪をごまかしていくという役割を果たす訳でありますから、そこを見抜いて一つ一つ撃つていく。そしてお互いの望む所を僅かずつでも実現をしていく。その心の豊かさと言いますが、人間の抱く展望に対する心の躍動感と言いますか、そういうものが私は浄土への道であると。仏教で特に浄土真宗で南無阿弥陀仏という境地はそれであると。こういうふうに思つておる訳であります。

藤井

有り難うございました。

(ハンセン病療養所での布教)

藤井 では後半に移ります。最初金さんの方から、「お坊

金

さんの話して以前こんな事を聞いておったよ」といふうな事を、記憶の中におありでありますら、ご紹ひしてみて下さいませんか。

私は法話を聞く機会は多数あります。例えば入園者全体を対象にエラーオ坊さんが来て話をすると、これは本当にこういう話をすると少しまずいかなど思ひながら話しておるんですけど、殆どお坊さんと言うのは社会に関する話はしません。「病気になつたんだから、あんた方はアキラメなさい」という、「アキラメル」という思想を吹き込むような話がやっぱり多いですね。だから、「ここを天国と思つてあなた方は療養する。一生おりなさい」というお話を多かつた、確かに。付け加えるならば「しっかりと念仏しております」。その事がやはり救われる方法だ」という、そういうふうな話が何か多かつたような気がするんです。私が入つたのは一九五二年ですから、もう既に療養所の中ではプロミンという効薬が使われて、治る時代です。治つていくというその時代にあつてもそのような話をされていたことが記憶にあります。「業病」と言わされた方の記憶はないのですが、中には「業病」と考えてそういう話をされた人は多かつたように思います。

ちょっと皆さんレプラって聞いた事がありますか。ギリシャ語ではハンセン病をレプラといいます。そのレプラという言葉が偏見差別をウーンと助長したとおもいます。旧約聖書にツワラートという言葉が出てきます。旧約聖書を新約に翻訳する過程でそのツワラートをレプラと訳したわけですが、旧約のツワラートとはどういう事かと言いますと、神に討たれた者、神に罰せられた者という意味があるわけです。つまりレプラと言うのは、いわゆる神に討たれた者、神に罰を受けた者、それがレプラだと。いわゆる言葉を変えればそれは天啓病だと。

私の印象の中にはそのように偉いお坊さんが来て、いろんな話をするんだけれども、もう既に治る時代に向かっている時でありますながらも、我々が将来希望を持つようなそういうふうなお話を聞いた事は余りありません。こういう場所でこういう話をすると言いうのはちょっと苦しい事なんですが、でも私の聞いだ印象を率直に言えばまさにそうです。

藤井 言いにくい事をおつしやっていたときありがとうございました。玉光さんも最近はそれこそ人と人とのつながりのその人の一人になつていらつしやると思うんですが、我々は僧侶という立場、あるいは一

個人間という立場で交流をさせていただく、それを実践していく下さる訳ですが、今まで我々の先輩たち、もしくは同じ仲間がそのような言葉、言わばアキラメを強いるような言葉の投げつけをしていた、その歴史を我々は担つておるという立場で考えたら、玉光さん、一人僧侶として実践の中で、どんな感想を持たれたか、話を聞いていただきませんか。

先ほどちよつと話を聞きましたら、金さん曰く「他の先生の話は大変良いんだが、玉光さんの話は法話じやないという話しが、入所者の方からあつた」というふうな事を聞きましたけれども、いかがでしょうか。

玉光

何とも言えないのですがね、要するにハンセン病、つまりライに触れないで療養所で法話をすると、これはごく当たり前の事として行われていた訳ですね。その事を私たちがどう考えるかという事なんです、簡単に言えば。それは東西本願寺のみならず、あらゆる宗教、ひょっとしたらそういう意味では、キリスト教は悪い意味では聖書とかで触れておつた所があるんです。少なくとも仏教教団におけるものを色々と聞いてみると、殆どそういう記録がないんですけども、そこにおられる人たちに聞いたりした中

では、およそハンセン病という事には触れないで法話をしていたと、言うのが実際だったと思います。もちろんそれは直接触れなくとも、聞いておる側が「これは私たちのことを言つて下さった」とかね、そこから立ち上がるというような法話なら、それはそれで良いと思うんですけれども。僕は最初、これも色々言われたんですが、「慰問布教」という言葉を使つたんですね。これは軍隊の方でも慰問布教と言うのをやつておつたようですけれども、慰問布教ではないという事をどこで表現するか。それは今でもそうですね。

隔離を前提としたら、どうしても慰問布教になつたりですね、ハンセン病の隔離を問う事のないままで仏教を語る。そういう事はいっぱい実は今でもやつておるだらうと思います。

藤井 実はその延長線にどうも国家を問えないという、そんな事を私は思いますが。三者懇と申しまして芸教区、備後教区、そして広島県連の方々で問われた事と言うのは、民衆をしつかりと目覚めさせるのではなくて、言わばアキラメさせてきたお坊さんたち、その事に気付いてほしいという投げ掛けであつた。それを投げ掛けをいただいた我々が考えてみる

と、ああいう場においてそれも今問われていると私自身は感じたんですが、「国を問う」という事に少しほ話を集中させていただきたいと思いますが、いろんな表現があると思いますが、何かご意見がございましたら、どうぞ。

小森

お互いの個々人と比べてみると、その力関係と言うのは国家は膨大な力を持つております、宣伝力も凄いですね。その宣伝力をもつて自分の都合の良いような考え方で、人々の頭脳の働きと言ふのをコントロールをしておる訳です。これが部落問題でよく言われる社会意識としての差別観念と言います。ハンセン病に対する一般の国民の物の考え方も政府の政策によつて「隔離政策が一番適しておる政策なんだ」という事を刷り込んでおりますからね。その刷り込みは「一旦その病気にかかつたら治らないし、移つたらどうするのか」という恐怖感を後ろで炙りながら、そういう刷り込みをやつてきたものと思うんです。大よそ差別と言うのは、みなそういうパターンになつておると思います。

いつたん刷り込まれた意識と言うのはですね、かなりその後状況が違つておるという事を確認できて、人間のこの頭脳と言うのはなかなか直らないで

すね。刷り込みされると。これを解放理論で言いま
したら、綺麗に咲き誇っている花も実際は根の所で
養分を断ち切れば、やがて萎れるという事は解つて
いるんですけどもね。しかしある一定の期間、そ
れは花としての美しさを保つように、人々の意識は
それ以上に頑固に一定の状況を保つと。これを観念
の相対的独立性という言葉で我々は表現をしており
ます。その観念の相対的独立性を打ち壊すと言うの
が先ほどらしい色々話に出てきております、玉光さん
の言葉を借りれば、人間一人一人の出会いの中でど
ういう良い関係を結んでいくかという事です。個々
人の歴史的洞察力というふうな事を私は申しました
が、私もそんな意味で申し上げておる訳です。

中にはもう、それに抵抗するどころか、そういう
ものの宣伝の媒体作用を行なつて、自ら率先してそ
ういう悪い方へ加担するという人もおります。しかし、
それは本人の内心をよく問い合わせると一般的に言
う悪気でやつておるというよりは、良かれと思つて
やる場合もある訳であります。そういうのは人間
の持つておる本来的な人間の幸せを実現していくと
いう事と、真正面から反対の事をしておるんですか
ら、これを私は人間疎外とか、自己疎外とか言う言

藤井

葉で表現をしておる訳です。したがつて、やっぱり
この際私が思う事は、こういう大きな社会問題を
吾々が解決するためには、人間というものがどうい
う根性で、しかも悪い方へ誘い込まれたら、なかな
か脱却できない。そういう人間の持つ弱点、そういう
ものをやはりよく究明する事が必要ではないか。そ
れと今同朋三者懇が取り組んでおるのは、人間の煩
惱というものをどう見るべきか。あるいは業とか、
宿業とか言われてきたものをどう見るべきか。こう
いうふうな所ではないかと思つております。私の今
の感想はそういう事です。

「そんな事は聞きなさんな」とおっしゃれば、ご容
赦願いたいんですが、原告として立ち上がって行か
れる時に様々な葛藤があつたのではないかとこう思
うんですが。いろんな方に「今さら原告として名を
連ねようと思う時に、ここは何が不足があるんね。
良いようになつたじやないの。これもあるし、これ
も出来るようになつたじやないの。昔ならあれだけ
ど、今は」というふうな、いわば一番親しい方から
の声も含めて様々な葛藤があつたと思うんですが、
そういう意味からそれを越えて行つたものと言つた

ら、金さん何だつたんですかね。

原告になる時に自分が一番迷ったのは、自分が在日韓国人であるという事のためでした。日本において私たち在日韓国・朝鮮人は病気による偏見差別に加えて民族差別も受けていますから、本来ならば真っ先に立つて原告になつていいわけですが、そこはやはり色々葛藤がありました。今「葛藤」というお言葉がありましたけれども、全くその通りでした。と言いますのは日本の療養所の中で生活しているものですから、なのに、裁判で国を相手に訴えていいのか、というのと、更に言えば日本の国に世話をなつてているのにという葛藤であつたと思います。愛生園でも残念ながら私たち韓国人に対する偏見はあります。入所者の平均年齢が七七歳です。殆どのものが戦中時代に義務教育を受けています。戦中時代は私たちの国は日本の植民地の支配を受けていた時代でしたから、朝鮮人に対する蔑視教育は否めないことでした。そういう環境の中で、率先して自分が原告になることへの躊躇もありました。自分が原告になれば、きっと「朝鮮人の金が原告になつた」との誹謗中傷はあるだろう。それはいいとしても、原告を集めることにマイナスの要因になるのでは、とい

う心配もありました。自分が同胞に声を掛けければ原告になる人はおるだろうが、日本人原告が増えた後に声を掛けようと思いました。確かに私が原告になつてから誹謗中傷がありました。「朝鮮人が金欲しさに原告になつた」と。でもそれらの中傷に気持がひるむという事は全くありませんでした。なぜなら「この裁判は僕たち原告だけの裁判じゃない。入所者全員に関わる裁判である。だから僕はその代表なんだ」という気持がありましたから。そうして先ほども話がありましたように九人が入りました。その後も少しずつ増えてきまして三〇名ぐらいなつた所で、私は何人かの同胞に声をかけました。それでも「急に朝鮮人が増えてはいけない」とは思つていましたが、やはり「朝鮮人が原告に加わっている」と誹謗するひとがいました。考えてみますと一番被害を受けているのは僕たち韓国人なんですよ。でも「日本の療養所で日本の国のお世話をなつてている限りは、やはり原告になりにくい」という雰囲気がありました。自治会組織があるんですが、私もその一員でした。ある日、自治会会合の席で「僕はみんなの代表のつもりで原告になつていい。この裁判の判断は単に原告だけのものでなく入所者全員に等しく

関わるものだから、と言つた事があります。それは今も変わりません。と言うのは判決が出た結果と言うのは原告だけの結果じやないです。入所者全員に等しく関わる結果になりましたので。

(「悪いもまたご縁なり 法の道」について)

藤井

有り難うございます。少し私の方のどうしてもそういう葛藤をどこかでしっかりと受け止めておきたいというふうな思いがありましたので、失礼な事を聞いたかも知れません。有り難うございました。

少しここで違った視点がもし皆様方の中にご質問にあれば、せっかくのお話ですから今日の御三方の方の議論と一緒に考えてみたいと思いますが。

会場

はい、すみません。森山と申しますが、せっかくの投げ掛けですので、質問と言うよりは「こんな事がありました」というふうなお話をさせていただければと思ひます。休憩の後で「業病」というふうな話の投げ掛けがありまして、その話の中で、「アキラメをしいらせる」というふうな言葉を述べられました。

たまに長島愛生園の隣の邑久光明園といふ所を訪問させていただく機会がありまして、お話を伺つた事があるんです。「本願寺会館」という名

前でしたか、ちょうどお寺の本堂のような造りのですね建物があつたんですが、そこの部屋の中に、「悪いもまたご縁なり 法の道」という言葉が書かれた色紙大よりも少し大きい、普通の半紙よりも一回り大きいぐらいの紙に墨守されていました。

これもやはりアキラメにつながるんじやないかと思ひます。先ほどの話と絡み合わせて、その言葉が仮にですね例えば先ほど小森さんが言われたような意味で、主体的に自分自身に引き取つて考えれば、意味がある言葉であると受け止められなくはないんですけれども、それはおそらくアキラメにつながるような中身ではないのかなという事がちょっと気がかりでありました。

藤井

「悪い」という字を書いて、「悪いもまたご縁なり 法の道」という。これは玉光さん聞かれた事はありますか。こんな言葉と言うのは。

玉光

たぶん、そんなのあるのかも解りませんね。そんな事をしてきました。その辺の事、いま行つてもそれがあるとするならば、「これはどういう事か」という会話を始める事によつて、そこから一步が始まるんですね。その辺があまり親切でないから、「こんなものがありますね」で終つたらね、そこが

つまり我々の何と言つたら良いかな、体質みたいなものですね。

だいたいは、これまでそこへ布教の方がお説教に行かれる訳です。そもそも慰問布教と言つた形です、お説教に行つて、お説教が終つたら帰らざるを得ない。そういうパターンでずっとやつてきたんですよ。だから、そこで話し合いをしたり、具体的に個人との出会いと言うふうな事はこれまで殆どなかつたんですよ。それがそれこそ二〇年前ぐらいに僕らが入り始めた頃から、少しずつ全国でいろんな所で、いろんな思いで入り始めた人たちが、人と人との関係を結び始めた。実際にハンセン病に関しては、金さんが言つたように偉い先生が来られて、みんなを集めて法話をされるか、あるいはそれぞれの各宗教とか、各宗派でそれぞれの集会で行つてお説教をして、お説教が終つたら「ご苦労様でした」と言つて帰る。そういうパターンで、交流とか、そういう事は殆どなくて、だから良いお話を聞いて帰るという型だつたんです。だからこそ、そういう言葉だつたし、一方通行だし、そういう事が残つておつたという事だつたんですね。ただそれは少しずつ今は少なくとも仏教教団の関わり方と言うのが、各教団とも

金

ね変わり始めておるという事はもう確かだと思います。けれども、今、言われた事はたぶんあるでしょうし、そこをもう一步踏み込んで、そこでまさに「法の道」になるかどうか、という所でね、やつぱり我々がやつていく事だろうと思います。

ライ予防法違憲国賠訴訟と言うのを一口で言いますと、予防法によつて私たちが奪われた人間としての尊厳を回復するため私たちは裁判をした。私は今までそう思つていています。実は愛生園だけの事というふうに思つてほしいんですけど、人間の尊厳を取り戻すための国賠訴訟であつたにもかかわらず、愛生園における裁判を批判する人と言うのは、どちらかと言つて宗教に熱心な方ですね。愛生園には既成宗教団体が八、九ほどあります。キリスト教、カトリックもあります。宗教に熱心な人ほど、この「ライ予防法違憲国賠訴訟」に批判的でした。それは今も変わらない訳ですよ。そこがいつたいどうしたものかと。

考え方をお互い違つていたにしても、その批判する人たちだつてライ予防法によつて受けた被害、それは殆どみんな変わらないんですね。予防法の判断の中では「人生被害」という表現を裁判長はして

おります。「一生にわたるその人の人生被害なんだ」というふうな表現をしておりますが、まさしくそうなんです。そういう人生被害にもかかわらず、「国を相手に裁判をする事は何事ぞ」というふうな考え方をされているわけです。そういう人たちと言うのには個人生活の中では、確かに穏健な方たちかもわからないけれども、最も大事な所でいわゆる穏健で良いのかなと言うことを私は思います。本来ならば宗教に熱心な人こそがこの裁判で立ち上がるべきであるのに、むしろ裁判を批判する側になつた。これは愛生園だけかも解りませんが、愛生園はそうなんですね。

そう思ひますと、やはり何かそこに宗教に共通するものがあるんじやないか、と思わざるを得ないんですね。だからある意味では私は宗教に熱心になると言うのは、やっぱり保守的な考え方になるのかなとうふうに思ひます。私の考えが間違つてゐるかも解りませんが、また皆さんの中で「それ少し違うよ」と言う方がおられましたら、お話を聞かせて下さい。

藤井 心臓がドキッとしました。宗教に熱心な人ほど裁判に批判的な人を作り上げたのは私らであります。

ちょっと想像するのは、「国に物を申す」と言つたら、その人に「どういう精神をしておるんやろう」と言う人たちを作り出している。そして実は我々僧侶がそういう人を作り出してきた一人であるというふうな事を思ひます。今「全人生に当たる被害」というふうな事をおつしやいましたが、その加害者である事をどこかで棚に上げてしまうような、そういう宗教理解、もしくは社会的な批判精神を自ら放棄してしまっていうふうな人格を作り上げていくと言つたのが宗教だったのなら、およそ仏教ではないはずです。しかしそうした事を仏教の名の下にやつてきましたとと言うことを、今の一言で指摘され、びっくりしました。何かよりいつそう私たち自身がそういう離縛を補完しておつたという事がよく解りました。会場の方、どなたかいらっしゃいますか。

〔嫁と姑が仲がよかつたら大地が割れる〕

会場

長坂といいます。一つ質問させていただきます。私は島に住んでいますが、ことわざにね、これ女性差別のことわざなんですか? 「嫁と姑の仲が良かつたら大地が割れる」ということわざがあるんです。そのことわざの意味は、「嫁と姑は仲が悪く

て当たり前なんだ」ということでしょう。従つて大地は割れない。こういう事で嫁と姑を仲が悪いのが当たり前だと、こうアキラメていくんですね。ところがそのことわざの真意は「大地が割れたらば仲良くなれるんだから、その大地を叩き割らなければいけないのだ」という、「大地が割れる」という事を前提にしていたのぢやないか。真宗と言うのはそういう伝統を持つておったんぢやないかと思うんですが。ちょっと玉光さんと小森さんに聞いてみたいと。

藤井　なるほど私も初めて聞いたんですけど、長坂さんの島で、「大地は割れないもの」という刷り込みが実はある。しかしそれがもし割れた時に浄土が始まるというふうな思いがあつて今のことわざがあるんではないかという話です。それを受けた玉光さん、並びに小森さん、お願ひします。

玉光　昔は割れておったんですね。例えば親鸞さんの時代に、専修念佛教団を訴えた興福寺奏状というものがありますが、「国土を乱す失」と言うのがあって、専修念佛を称える者は国土を乱すと、こういう事が言われておつたし、あるいは一向一揆の問題なんかあつた。そういう意味では大地を割つて、そこから始めるべきだという意味ですね。

ただそういう事なんですが、今、金さんが言われた宗教者が裁判に否定的だと言うのは、今愛生園だけではなくて全国的にそういう事が言われておるし、実際私がお会いする人の中にも非常に批判的な人が多いですね。だから、そういう所に宗教と言うのはどういう働きをしてきたかという事があります。

もう一つは今の「大地」から出た話ではないですが、けれども、浄土の教えの回復と言うね。浄土を喪失しておつたという事なんだと思うんですね。少なくとも私たち真宗教団にとつては。それは隣の金さんは在日韓国人と言われた方ですね。もし私たちがですよ、本当に浄土の教えを聞いておるならば、在日本淨土人と言わなければいけないですよ。在日淨土人という者はたまたま日本におるんですから、その日本という国をある意味で相対化する眼を持つておる者を浄土真宗の門徒と元々言つていた。そういう人々は今の表現で言えば、大地を割つていたと言える。でも何と言うかね、やっぱり私たちが常日頃そういう意味では、国家とか言うような事は別の事だ、信心の問題とは、それこそ社会の問題とかは別の事だと言うような事を誰が言つたのか解らないんですけれども、そういうふうにしてきた責任だろ

うと思うんです。直接的に誰とは言いませんが。

もう一つ「國家」と言うのは、僕は「必ず間違う人間が作った最も暴力的な装置だ」と、一応今定義しておるんです。「必ず間違う人間が作った最も暴力的な装置」。ですからある意味では、そんな事があつて当たり前なんですね。とするなら我々はそれとどう対応するのかと言う事だと思います。

やっぱり国家ではなくて個なんですよ。非常に象徴的なのは、このハンセン病裁判は三人の原告が国に勝った訳ですよ。あるいは例えば親鸞の表現で言う「非僧非俗」という表現、国家から排除されて逆にその排除した国家を逆に追つ払つたと、そういう宣言になるんだけれど。そういう事から言うと、やつぱり「個の自立」と言う、金さんが言われた、どう言つたら良いか、大量にそういう人間を生み出すという、そういう構造が大事だと。僕はそれをやつたのが蓮如だと思うんです。蓮如の時代は、少なくとも自分で考える人間を日本の中に大量に生み出しました。自分で考える人間を大量に生み出す方法と言うのが、おそらく淨土真宗にはありますだと私は期待しておるんですけどもね。

「嫁と姑が仲良かつたら大地が割れる」と言うの

は、それはある事はない。嫁と姑は仲良くなる事はないという意味に受け止めさせてもらいました。「大地が割れる」とか、「そこに淨土が出来る」とか、そんな深い意味がないと思っております。それで「嫁と姑は仲が悪いのは当たり前だ」と言うのは、長い封建社会の男性優位の状況で女性に対する疎外感、疎外された者ほど分裂性が強い。私はそういうふうにその言葉を受け止めさせていただきました。そういう事から考えると、やっぱり淨土への道は人間復権なんですね。言葉についての感想は、そういう事です。

それから森山君の方から出てまいりました「患いもまたご縁なり、法の道」という文字の事について、おそらく「患いもご縁だ」という事には間違いありませんね。抽象論として間違いのないという事は、具体論としても「間違いがない」と言い切れると言つたら、具体論になつてくると、全くのこれ間違いなんですね。要するに「有り難うと思え」という意味がある訳ですからね、それがつまり「念佛の法の道だ」という意味ですから、それは全然詭弁です。だから本来仏教の真髓は私は違うと思いますが、次第に権力的な歴史のこの動きの中で、何でもかんで

も自分に引き取れと。自分に引き取つて物を考えなければいけないと。簡単に言うと妙好人のようになつてしまつ。何でも有り難うと。殴られて痣が出来るぐらいやられても有り難うと。「わしは今日、エタだと言われた。大変有り難い」と。

そういうふうに何でも引き取ると言うのはね、引き取り方が違うんですね。自分が引き取らなければならぬのは、さつき玉光先生が言われたように「個々の出会いを大事にして、こういう苦しい状況だから、どういうふうに自分が主体の確立するか」という引き取り方なのであって、何でも「有り難う、有り難う」と言うのは、それはやっぱり人々の主体を破壊する道であると。つまり引き取り過ぎていかも主張的であるかのごとくに見えるけれども、主体を放棄して初めて受容できる所まで受け取る。これは権力者が非常に喜ぶところです。

例えれば法然上人が「わしは土佐に流されなかつたら、土佐の民衆と仏法を語る事が出来なかつたであろう」。これは土佐に流されたというまことに権力のめちゃくちやなやり方をご縁とされて取り組まれた訳でね、それは私は意味が通つておると思うんです。ところが惨い目に合わした権力者に「ありがと

う」といつたら全然逆のものになつてしまつ。こういう事を思います。

(国賠訴訟勝利の後の課題)

藤井 有り難うございました。嫁と姑の話から色々と出てきましたけれども、さあ、何か。後一名ほど会場の方からございましたら、どうぞ。ご質問でもございましたら、どうぞ。向こうの女性の方。

会場 京都の藤沢と申します。先ほど玉光さんがおつしやられた「国家は必ず間違う」そして、「最も暴力的な装置である」という、その言葉に對して私はもう本当にそう思います。その中で一三人の原告が国に勝つたというふうにおっしゃった訳ですね。その裁判に勝訴した訳なんですかけれども、実際には先ほども金さんから話があつたように裁判には勝つた人もあれば、原告に立たれた方もあれば、立たれない方もある訳で、同時に立ちたいけれども立てないという方も、実は私は長島の方に何度もお話を聞かせていただく中で、「入りたいんだけれども、どうしても人間関係があつて入れないんだ」と言う方のお話も聞かせてもらつた事がある訳です。

その中で原告に立たれたある方が、言われた言葉

が私は非常に心に残っています。「勝訴した事は嬉しい。しかし判決が出たからと言つて差別がなくなつた訳ではない。差別がある限り差別と闘つていかなければならない」というふうにおっしゃつた方がある訳です。という事は、その方は勝訴した事は凄く血の努力によつて勝訴された訳で素晴らしい事なんだけれども、その方たちはなおまだ死ぬまで闘い続けなければならない訳ですよね。その意味ではハンセン病の差別・偏見をなくす活動はまだ終わつていなはずだと思います。

藤井 有り難うございます。どうぞ。

会場 私は延と申します。瀬戸内ハンセン病訴訟を支援する会から、現在はハンセン病に対する差別偏見をなくす市民ネットワークという会に名称変更して活動しています。わたしたちも「ハンセン病問題はまだ終わつてない」という意味で会を継続させています。

この訴訟に勝訴して、原告団と国との間で確認された約束のひとつに真相究明があります。しかし国は、正式に組織された真相究明委員会にも、「ライセンス法」にかかる資料（国の文章など）を開示しないといった妨害を画策するなど、許されない行動

をとつています。そして、このような状況はなかなか報道されず、わたしたち市民の関心も徐々に薄らいでいます。

今、玉光先生がおっしゃつたように加害の側に立つていただ僕らが、しつかりとした視座を持つていなければ、この問題は終らないだろうと思つて活動を継続しているわけです。

わたしは教員なのですが、ハンセン病との直接の出会いは、六年前に生徒と一緒に長島愛生園に出かけたことでした。計画段階で生徒の一人が「わたしは行けない」と言つたんです。つまり保護者が「ハンセン病の療養所に行つてはいけない」と言つたわけです。身近に差別があつたんですね。それが悔しくて生徒たちと一緒に報告集を作り、ささやかながら社会にハンセン病を問う活動をはじめました。金泰九さんとの出会いもこの時でした。それからしばらくして訴訟が起きて、個人的に仲間の環を広げて裁判支援の活動もはじめましたが、わたしたち市民がやるべきことは沢山残つてゐると思つてゐます。勝訴判決確定後の「補償法」では、日本の療養所に一日でも隔離されていた人がその対象となりました。また、原告の粘り強い成果として（十分とは言えな

（いけれど）遺族への補償も行わわれています。さらに、「ライ予防法」の裏返しの被害者：つまりハンセン病は患つたけれども療養所には入らなかつた。しかし国が拡大生産してきた激しい差別偏見の社会の中で息を殺して暮らす生活を余儀なくされたいたゞいわゆる非入所者への補償も（これもまた十分とは言えないけれど）行われています。

しかし日本が侵略を行つた旧植民地において、例えば一九一〇年以降三六年間植民地支配を行つてきした朝鮮半島において、日本国内と同じような隔離法で、徹底して人権侵害を受けてきた人々に対しての補償はどうなつてゐるのでしょうか。

朝鮮半島に小鹿島（ソロクト）という離島がありますが、旧植民地時代に日本がそこにハンセン病の隔離施設を建設しました。現在は韓国国立（ハンセン病）病院となつていますが、日本の旧植民地時代に収容され、日本国内と同じ様な、いやそれ以上の被害にあつてきた人々が現在、一〇〇名程度生存していると聞いています。二〇〇一年の夏に現地に行つてきたのですが、虐殺を含む人権蹂躪の酷さに心が痛みました。しかし、日本という国家が建設した施設で行われた国家犯罪の犠牲者であることにかわ

りはないのに、この小鹿島の人々は補償の対象にならないのです。わたしたちは、このような人々への補償問題も含めて活動を継続させていきたいと思っています。

わたしたちの会は、日本のハンセン病問題に関する理論と運動の第一人者である藤野豊先生もお呼びして学習会を開きました。藤野先生は真相究明委員のお一人です。機関紙に講演内容を掲載していますので、関心がある方にはこの後につきあげます。

わたしは、ハンセン病問題は徹頭徹尾天皇制の問題だと思つています。皇室の恩を全面に出すことでの隔離収容を正当化した。そしてハンセン病を患つた方々に「隔離収容されてありがたい」と思わせたのだと思つています。国家犯罪の被害者たる患者、あるいは元患者、そしてご家族の方々は、天皇制の装置としての隔離政策の中での、「國家の恥」と思われてきたのだと思つています。わたしは、天皇制を抜きにして（ハンセン病問題も含めて）「国家が問えるか」と思つています。

藤井

（藤井）有り難うございます。先ほど原告の方で「原告がなりたいけれども、なれない」という方がいらっしゃるというふうな事を報告があつたんですかけれども、

金

それについては何かござりますか？

そういう風に言う人も確かにいました。しかし私が言わせると「それは言い訳かな」というふうにしか思えません。今回のこの裁判においては個人の秘密を尊重するという事から、名前を伏せて原告番号で裁判をしたから、名前は一切裁判には出てきませんね。だからその点では躊躇した人の中に「自分が原告に加わったために家族に知れるから、それが怖いんだ」と言う人もいましたけれども、実際はあり得ない事です。また人間関係というお話をありますたけれども、確かにそれはあつたと思うんですね。

「自分は原告に入りたいんだけれども、自分と日ごろ仲良くしている者が反対しているんだ、だから自分は入れない」と言う人がおりました。しかしこれもよく考えますとね、失われた自分の人間の尊厳の回復という事を考えた場合、その裁判を反対している人をも巻き込んで原告に入つてもらう、そういう努力こそが大切だつたんですが、そういう努力はたぶん見られなかつたよですね。

ライ予防法は憲法違反であるとの判決を受け国はその誤りを認め数度にわたり主要新聞に謝罪広告文を掲載しました。その限りでは私たちは、いや「私

は」と言つた方が良いと思いますが、失われた人の尊厳回復はある程度出来たんじゃないか、こういうふうに思います。ただ、裁判に勝つたからと言つて世の中の偏見がサッとなくなるという事はないで

すよね。偏見を無くすための闘いはこれからも続きます。いろんな問題がまだ残つております。だからそれが実現して初めて本当は全面勝訴というふうに言えるかも解りませんが、「憲法違反であつた」という事を国が認めた訳ですから、その点で私は「勝訴」というふうに思つております。

藤井

有り難うございました。後お一方お一方、お手を挙げていただきまして。どうぞ。

会場

先ほどの延先生と同じ会で活動をしております都築と言います。話をもう少しちょつと付け加えさせていただこうと思いまして手を挙げました。国家を

問うという意味では朝鮮半島での植民地時代のハンセン病の強制隔離は、本当に日本が国家として罪を問われる大きな問題だと思います。三年前になりますが、金泰九さんと一緒にソウルでハンセン病のセミナーに参加し、一緒に小鹿島に行くという活動の中で本当にその事がよく解つてきました。植民地時代に強制的に収容されていた方で日本政府を相手取

つて、自分たちの人権が侵害されたとして、謝罪を求める訴訟を日本の裁判に見習つて自分たちも勇気を奮い起こして提訴しようじゃないかという声が今起きています。昨日韓国から「今原告を募つているんだ。何とか日本側と手をつないで大きなうねりとしていきたい」という電話がかかってきたんですね。日本の厚生労働省は今回の裁判の後の問題についても、最小限の賠償で済まそうという動き・姿勢は本当に強いですね。それで本当にこれが人権の問題として解決しなければいけないという姿勢が國の方にあるんであれば、国立療養所に入っていた対象者を旧植民地の人たちも当時は日本人として扱つていた訳ですから、遡つて誠意ある対応をしてしかるべきだと思うんです。金さんが取り組まれて色々と連絡を取つていく中で、今二二名該当者が解り、手続きをして、日本の厚生労働省に「自分は国立療養所に入れられていた」という事で、賠償を求める運びになつた方もおられるわけです。勿論もう既に亡くなられた方もいらっしゃる訳ですから、そのご遺族の方も申請をしたりと、本当に活動が少しずつですけれども、今つながつて来ているんです。本来はそれは国がやらなければいけないことです。国が

担当官を韓国なり、あるいは共和国（朝鮮民主主義人民共和国）に派遣をして「こういう事が補償できますから申し出してください」という事を誠意を持つてやらなければいけないんですけど、そんな姿勢は一つもない。そういう所まさに日本の国家としてのやつた罪の責任と、そして後も責任を果たしていくという事と、二重に問われているという事を感じています。

藤井

それから日本人の方で植民地時代に朝鮮におられて、療養所に入られて様々な事情で、今韓国におられる元患者さんもおられる訳です。この事も国が本腰を入れて真相究明をして、いかなければならないと思います。

藤井 有り難うございました。長時間に渡りましてお三方の対談、そして会場からの発言への応答と、「國家を問う」という問題を共に考えてまいりました。

それじや私の感想を最後に述べさせていただいて、今日の役目を終えさせていただきたいと思います。私にとってはその「國家を問う」という事はこれほど考えた機会がなかったものですから良い意味で新鮮な思いがしました。と同時に「國家を問う」という、その国家を「宗教を問う」、もしくは「教団を

問う」という事が、もしくは私が僧侶として問われるという事に置き換えていく時に、本当に自分が問うていく人間としてスタートしていくんだというふうに思います。

玉光さんが「国家とは暴力装置だよ」というふうな事を言われて、その時は理解できませんでしたけれども、いま一番最後にご質問いただいた「国家とはやりっぱなしで、あと何もしてない、誤りを認めない装置だ」という意味では、「誤りを認めにくい装置だ」というふうに考えると、まさに暴力装置と言るのはよく解る。実はその構造と言うのは我々の教団もそうかも知れません。教団も実は親鸞聖人の教えてない事を言いながら、それを誤りを誤りと認める事に非常に不得手です。もしかすると住職もうかも知れません。いや日本人我々一人一人が実は高度成長の中でもうなつてているかも知れません。そういうものから私自身が人間を回復していく。それが浄土の回復だというふうにも思いました。



いく。一人なら潰されるであろう荷物を共に支えてくれるような仲間を作っていく、そういう方々を何とか私の人生がある限り見つけ出していく、それが人と人とのつながりというふうに今日の言葉の中で感じました。同朋三者懇などでそんな事を教えていただいたのかなというふうな感想を改めて思いました。

今日、本当にこういう議論を私にいただいた事を感謝申し上げて、そこからまた特にお忙しいなか参加いただいた金さん、玉光さん、そして対談のホスト役小森さん、それからご参加いただいた多くの方々に御礼を申し上げたいと思います。